

東京地裁は9月21日、東京の教職員401人が、入学式、卒業式などにおける日丸・君が代の強制の違法性を訴えた事案について、原告の訴えを全面的に認める画期的な判決を行いました。

判決は、都教委が2003年10月に出した「実施指

針」にもとづく「入学式、卒業式等の式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務」の存在を否認し、これを行わなかったことを理由に「いかなる処分もしてはならない」

割と国民の中での異なる考えの存在を認め、教職員に対する強制は憲法が保障する「思想、良心の自由」を侵害するものと述べています。また、学習指導要領の法

項の不当な支配に該当する」としています。この判決は、日丸・君が代の強制問題について憲法と教育基本法にもとづく判断を行ったものです。今日、政府と東京都教育委員

引き起こされている事態は、子どもたちのすこやかな成長を目的としておこなわれるべき教育活動としての入学式や卒業式に乱暴に介入し、これを破壊するとともに、教職員や生徒の思想、良心の自由を蹂躪する、二重、三重に憲法と教育基本法に反するものです。

都教委は判決に従い

10・23通達を撤回せよ

としました。さらに、「国歌斉唱の際に、ピアノ伴奏をしないことを理由として、いかなる処分もしてはならない」としています。

的拘束性は認めつつも、大綱的な基準に止めるべき」として、「教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制するようなものである場合には、教育基本法第10条1

会が、憲法と教育基本法を蹂躪している事態のもとで、これに対する歯止め役を果たすものとして高く評価されるべきものです。

私たちは都教委が、判決に従って不法な通達を撤回し、憲法と教育基本法にもとづく教育行政を行うことを強く求めます。

主張

新聞全教

解説

判決理由として、日丸・君が代の戦前における役

今日、石原都政のもとで

（全教書記長 東森英男）